

「不登校就学相談調整会議」開催要綱

（目的）

- 1 八王子市立中学校に在籍し、心理的、情緒的理由により不適應を起し不登校状態になっており特別な支援が必要と思われる生徒への適切な教育を保障するため、「不登校就学相談調整会議（以下「会議」という）」を開催する。

（意見を求める事項）

- 2 会議は、八王子市教育委員会教育長（以下「教育長」という）の要請に応じ開催し、以下の事項について、出席した者の意見を求める。
 - （1）心理的、情緒的理由により不登校状態となっており、特別な支援が必要と思われる生徒の就学先に関する事。
 - （2）その他、教育長が必要と認める事項。

（構成員）

- 3 会議への出席者は、次に掲げる者をもって構成する。
 - （1）第七中学校及び高尾山学園校長及び教員
 - （2）教育委員会職員（指導主事及び心理士などを含む）
 - （3）特別支援教育に精通した専門家（医師など）
 - （4）その他教育長が必要と認めた者

（出席依頼）

- 4 庶務から必要に応じ、前条に掲げる者に対して会議への出席要請を行う。

（座長）

- 5 会議の進行役として、座長を置く。座長は、会議の都度、第七中学校又は高尾山学園いずれかの校長から教育支援課長が指名する。

（公開）

- 6 会議は、非公開とする。

（庶務）

- 7 会議の庶務は、学校教育部教育支援課が行う。

（その他）

- 8 その他必要な事項については、教育支援課が別に定める。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。